

## 技術提案説明書

平成31年1月11日に公告した「岡山桃太郎空港香港線PR事業（インターネット等広報）」に係る技術提案については、関係法令に定めるもののほか、この技術提案説明書によるものとする。

### 1 技術提案に付する事項

- (1) 業務名 岡山桃太郎空港香港線PR事業（インターネット等広報）  
（公告番号 空路会第64号）
- (2) 業務内容 別紙委託業務仕様書のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日から平成31年3月29日（金）まで

### 2 技術提案に参加できる者の資格

技術提案に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

- (1) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (2) 入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類5企画・製作、小分類5広告・広報」であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (4) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に基づく入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (5) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (6) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領（昭和63年2月1日施行）に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (8) 海外において、訪日観光客誘致ためのPR事業の実施実績を有すること。

### 3 業務契約に関する事務を担当する課の名称等

空路利用を促進する会事務局（岡山県県民生活部航空企画推進課）

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

TEL：(086) 226-7282 FAX：(086) 224-4127

### 4 契約条項を示す場所

上記3の場所とする。

## 5 技術提案参加手続等

この技術提案に参加を希望する者は、「技術提案参加資格確認申請書」（様式第2号）を下記のとおり提出しなければならない。

また、技術提案参加者は、提出した書類等に関し、契約担当者から説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

### (1) 技術提案参加資格確認申請書（様式第2号）の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間 平成31年1月11日（金）から平成31年1月21日（月）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（1月11日（金）のみ午後1時から午後5時まで）
- ② 提出場所 上記3の場所に同じ。
- ③ 提出方法 持参又は郵送等（書留郵便、配達記録郵便その他これらに準じる方法による提出に限る。）

### (2) 技術提案参加資格要件の審査

#### ① 審査結果の通知

技術提案参加資格確認申請書を提出した者について、審査の結果、不適合と認められる者に対してはその旨を書面により通知する。この通知を受けた者は、この技術提案に参加することができない。

当該審査の結果は、不適合の場合のみ、平成31年1月22日（火）までに通知する。

#### ② 技術提案参加資格要件不適合の理由の説明要求

技術提案参加資格要件不適合通知を受け取った者は、平成31年1月24日（木）午後5時までに、下記(3)③の宛先にFAXする方法により、説明を求める書面を提出することができる。

### (3) 仕様書等に対する質問の受付

仕様書等について疑義がある場合は、契約担当者に対して説明を求めることができる。

- ① 受付期間 平成31年1月11日（月）から平成31年1月21日（月）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（1月11日（金）のみ午後1時から午後5時まで）
- ② 方 法 「仕様書に対する質問・回答書」（様式第1号）によりFAXすること。
- ③ 宛 先 空路利用を促進する会（岡山県県民生活部航空企画推進課）  
FAX：086-224-4127
- ④ そ の 他 技術提案実施後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

## 6 技術提案書等の提出

- (1) 提出期限 平成31年1月28日（月）12時まで（必着）
- (2) 提出場所 上記3の場所に同じ。
- (3) 提出書類 提案書 5部、見積書 1部
- (4) 提出方法 持参又は郵便等（書留郵便、配達記録郵便その他これに準じる方法によるものに限る。）

**7 契約書作成の要否** 要

**8 契約保証金**

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第153条及び第155条の規定に準じる。

**9 採用者の決定方法**

技術提案の内容と見積額に基づき、総合的に判断して採用者を決定する。

**10 その他**

- (1) 提出書類は返却しない。
- (2) 採用者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、当該契約の締結を拒んだものとみなすので留意すること。